

脱暴力へのホリスティック・アプローチ(包括的な取組み) ～経済至上主義・複合汚染理論をふまえて～

金 香百合 (HEAL・ホリスティック教育実践研究所所長)

連載も最後の回となりました。第1回には人権教育の土台として、自尊感情を紹介しました。私の「自尊感情栄養理論」では、自分と他者を尊重する自尊感情が、個々人の中に育まれることは人権教育の緊急課題です。第2・3回には自尊感情が低くなって暴力が起こる状況を「自尊感情暴力理論」からみていきました。人に向かう暴力と自分に向かう暴力が、弱い方に向けて連鎖・拡大している現状があります。暴力とは肉体的暴力はもちろん、差別や偏見をはじめとする精神的暴力や性暴力、経済的暴力、社会的暴力などを含みます。

さて、今回はこうした暴力を増幅させている社会状況を概観し、その解決の方向を探りたいと思います。

私はいったい何が人間をこのように自尊感情低く、あるいは自己中心感情に駆り立て、暴力的にさせているのか、という疑問を持ち続けていました。

その答えは20世紀に本格化した工業化社会と経済至上主義にありました。私はこれを「経済至上主義・複合汚染理論」と名づけました。

つまり、19世紀末の産業革命は日本にも波及し、工業化社会に突入していきました。「自然との調和・共存・欲望の節制」という価値観から、欲しいモノを欲望のままに人工的に次々と作り出すという転換がおこったのです。

便利で快適なモノを次々につくり出す工場では「早く・きちんと・たくさん・同じ・効率的に・失敗しない」ことをめざしました。これを追求して物質的豊かさを獲得するのが経済至上主義です。そして、今やこの価値観で人間まで計るようになってしまいました。社会的弱者はこの価値観からはじきだされるようにして次々に作り出されます。障がいや病気、高齢、女性、性的少数者であることは早くできない、同じでない、などを理由に次々と排除されていったのです。価値観の強化と同時に、物理的に便利で快適なモノが溢れていきました。人間関係のいたるところに競争・比較・評価・勝敗がもちこまれました。「勝ち組」だけをめざし、機械やゲームに囲まれた生活の中で自己中心感情は肥大していきます。経済至上主義で

自分を見つめるとどんどん自己否定的にもなります。対話がなくなり、関わりあうことがなくなり、分かち合うことがなくなり、独善的に自分の欲望のみを追求することが礼賛されるような社会に突入しました。

このようにひとつひとつの変化が相乗的に弊害を拡大させていくことが複合汚染的状况です。近年のインターネットというモノの急激な進展は、人類の幸福に寄与するよりも、人間のもつ闇の部分をもノーコントロール状態にして引き出すことに加担している場合がはるかに多いと私は思います。このように経済至上主義はとくにバランスを崩して、人間を幸福にではなく不幸に導くまでに至っています。今、私たちはこの価値観からゆっくりとバランスを取り直す必要があります。スロー&シンプル。モノではなく人と人との直接的な関わりや対話。奪い合うことではなく分かち合うこと、勝敗や優劣の価値観から脱却し、いのちの尊厳に気づくこと。このためにはとりわけ、権力をもつ人々が率先して、その権力を独占せず、分かち合うことが必要です。森実さんが提唱する「抑圧者の教育」が重要なゆえんです。つきつめると！経済至上主義の価値観からの転換、そして“モノとの付き合い方を根本から見直すこと”のふたつです。これを！個人変革と”社会変革の両方から取り組むことが不可欠です。

私は人間がいきいきと他者とのつながり・かかわり・対話の中で、分かち合いつつ共存していく社会をめざしたいと願っています。増大する暴力をしっかりと「経済至上主義・複合汚染理論」の中で見据えつつ、日々の足元からゆっくりと「自尊感情栄養理論」を実践していきたいと思えます。変化は可能です。変化を自覚的に創り出し、その連帯を少しずつ広げることには私自身が尽力していきたいと心から願っています。

参考までにこの欄で紹介してきた「自尊感情栄養理論」などについての本ができました。「金香百合のジェンダーワークショップ」(解放出版社)です。

ホリスティックな考え方について関心のある方には「ホリスティック教育入門」(せせらぎ出版)をおすすめします。



困った時は 一人で悩まないで「就職差別撤廃月間における特設法律相談」

(財)大阪府人権協会では、就職差別撤廃月間にあわせて、「働く権利をまもる法律相談窓口」を特設します。

日時 6月20日(月)～24日(金)
13:30～16:30 18:00～21:00

場所 (財)大阪府人権協会(大阪市浪速区久保吉1-6-12)

電話 06-6568-2983 (先着制)

(無料・要電話予約)

※毎週金曜日は定例相談(無料・予約制)を実施しています

職場での嫌がらせ、セクハラ、男女雇用機会均等関係などの職場における人権侵害や、求職者が受ける就職差別や身元調査などの不当な採用選考に関わる人権問題など、働くことに関わる相談を、弁護士が面談で受けます。